

公共施設等総合管理計画の施設再配置に関する基本方針

建築計画研究室 森岡 潤哉
(令和4年2月21日提出)

1章 本研究の背景と目的

現在我が国では、高度経済成長期に一齐に建てられた公共施設に加えて急激な人口増加とエリアに捉われない人口の分散が起こった。しかし、現在、地方都市では都市圏への人口流出が進み、少子高齢化が加速する状態に陥っている。その結果、郊外部では急激な高齢化が起こった。

そして、人口の変化に伴い、全ての公共施設を取り壊すのではなく、現状必要である公共施設を、適切に配置していく必要がある。

そこで、本研究では、まず、西日本の公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）において、老朽化した公共施設を場当たりの除去しているのか、現在の立地の状態で維持されているのか、また、都市計画等に定める中心市街地等の各種拠点エリアへの施設再配置に関する方針が記載されているかを整理する。さらに総合管理計画を受けて策定された公共施設等個別管理計画（以下、個別管理計画）においても、エリアを指定して意図的に集約しているかについて整理する。また、立地適正化計画や広域連携計画との関連性にも着目する。

そして、都市計画を踏まえ、公共施設として理想的な配置の実現に向けて、施設再編のための知見を得る。

2章 調査方法

西日本の全自治体（24県703市町村）で、各自治体のホームページから、総合管理計画及び個別管理計画に示された情報を収集した。公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針による、「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の（4）公共施設等の管理に関する基本的な考え方」から、公共施設の再配置に関する方針が示されているかを調査した（表1）。

調査項目は、①総合管理計画において施設再配置に関する方針の記載の有無、②記載内容、③個別管理計画において施設再配置に関する方針の記載の有無、④記載内容、⑤広域連携の記載の有無、⑥都市計画区域の種類、⑦立地適正化計画の有無、⑧総合管理計画と個別管理計画の策定日である。

表1 施設再配置に関する方針の記載

公共施設等総合管理計画	61市	方針のみ記載有 (以下、方針のみ)
	34市	具体的なエリアの記載有 (以下、エリア有)
	17市	その他
公共施設等個別管理計画	8市	方針のみ記載有 (以下、方針のみ)
	6市	具体的なエリアの記載有 (以下、エリア有)
	1市	その他

3章 施設再配置に関する方針のある市町村

3-1 立地適正化計画に基づく施設再配置

総合管理計画において、施設再配置に関する方針を具体的に示している市町村として熊本県の荒尾市がある。荒尾市は立地適正化計画に基づきながら、公共施設等の再編を効率的に行うとともに、中心拠点を示した上で、都市機能の魅力向上を図る計画となっている（図1）。

一方、荒尾市立地適正化計画では、都市機能増進施設の立地を誘導する区域である都市機能誘導区域の設定を行っている。全市的な施設については、原則、荒尾駅周辺や緑ヶ丘地区周辺の中心拠点エリアへと集積を図ることとしている。

つまり、立地適正化計画と公共施設の再編の連携を限り、立地適正化計画において中心拠点エリアを指定し、そこに公共施設を集約する計画となっている。また、地域的施設については別途考えられておりサービス水準の低下は考えられない。個別管理計画においても、立地適正化計画と連携した計画となっている。

3-2 広域連携による施設再配置

広域連携とは、行政サービスを近隣の市町村と連携して広域的な視点で提供していくことである。広域連携は

小規模町村ほど考慮する必要があり、取り入れていく必要があると考える。

広域連携の計画手法の一つとして、定住自立圏構想がある。定住自立圏構想とは、中心市と近隣市町村が連携することで、大きな圏域の設定をし、余剰公共施設の削減に繋がる。そのため、公共施設の再編を考える上で、広域連携を考えることは、小規模町村だけではなく、中心都市も連携し再編することが必要と考える。

さらに、もう一つの広域連携の考え方として、連携中枢都市圏構想がある。連携中枢都市圏構想とは、規模と中核性を備える圏域で市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化をすることで、人口減少や高齢化に対して、圏域人口を維持し、拠点形成することである。

また、公共施設を1自治体で管理することは、地方自治体の財政状況などを加味すると難題となってくる。広域連携を取り入れることは、公共施設の無駄を省くことにも繋がり、小規模市町村は中心都市と連携する必要があると考える。定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいとされているが、広域連携の方針の記載のみに留まっているのが現状である。定住自立圏構想・連携中枢都市圏構想がある自治体では、具体的な連携先の自治体名、施設まで考える必要はある。

しかし、広域連携を調べた上で、具体的に記載している市町村は一つもなかったのが現状である。そして、中心都市や人口減少が激しくない市町村では、広域連携の記載が少なかったが、一市で完結できるという見方もできるため、都市規模に応じて違いが出てくると考える。

しかし、中心都市も協力していかなければ、その周辺の小規模都市は成り立たなくなってしまう。そのため、公共施設再編を考える観点では都市規模に関わらず、広域連携は必要不可欠だと考える。

4章 結論

結果として、総合管理計画を定めている703市町村の内、112の市町村が方針以上のことは定めていることがわかり、個別管理計画では、703市町村の内、15の市町村が方針以上のことを定めているという結果になった。個別管理計画は策定中の市町村もあったため、数としては多くなかった。総合管理計画は全市町村が定めていたにも関わらず、数としては少なかった。

しかし、実際に立地適正化計画で都市機能誘導区域を定めることは、コンパクトシティを形成する上では必要である。総合管理計画と各種計画を合わせて考えることで、施設の再編には幹線道路や公共交通機関など適切な立地に施設を集約することが重要になってくることがわかった。

そして、施設再配置のためのエリアを限定するなど具体的な記載がある市町村は都市圏に多かった。しかし、小規模市町村の方が人口減少や高齢化の問題を抱えているため、財政を圧迫する公共施設を現状維持で放置せず改めて、再編計画について深く考える必要がある。

また、広域連携に関しては、定めのある自治体では、それぞれの総合管理計画を持ち寄って、具体的にどの公共施設を共同管理するかを検討する必要がある。

施設再配置に関しては、国が策定するマニュアルの段階で抜けているため、今後の方針には記載する必要があると考える。広域連携と施設再配置に関しては、広域連携に関するモデルケースがないため、国が主導して社会実験として進めていく必要があると考える。

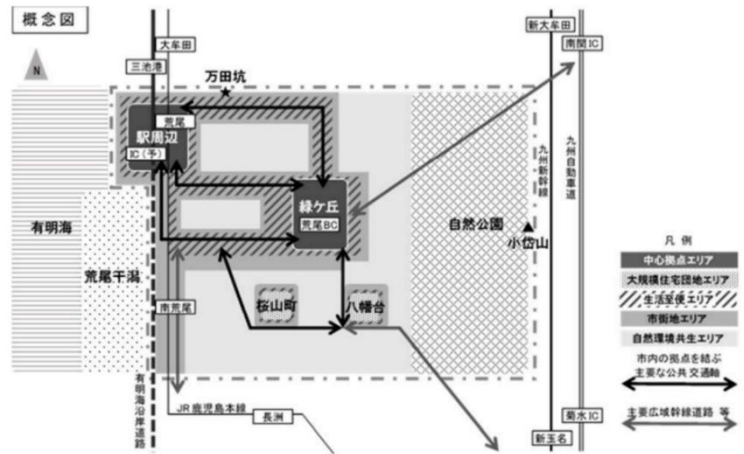


図1 荒尾市総合管理計画